平成２３年（フ）第３０号
北海道虻田郡倶知安町北３条東７丁目11番地18サンハイム羊蹄101号室
債務者　辻　　雅春
1　決定年月日時　平成23年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月20日まで
札幌地方裁判所岩内支部

平成２３年（フ）第２５９号
富山市秋ヶ島123番地１　ヴィラ・アエロポールⅣ202号
債務者　岡崎　　誉
1　決定年月日時　平成23年11月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月20日まで
富山地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第９６号
岐阜県美濃加茂市蜂屋町矢田20番地１ハイツ矢田Ｃ３－Ｅ
債務者　増井　生美
1　決定年月日時　平成23年11月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月20日まで
岐阜地方裁判所御嵩支部

平成２３年（フ）第２５９２号
名古屋市南区堤起町３丁目１番地　堤起荘４棟106号
債務者　宮舘　　悟
1　決定年月日時　平成23年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月20日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１９６号
三重県鈴鹿市西条４丁目146番地　カントリーハウスＢ－Ａ、前住所佐賀県佐賀市堀川町２番33号
債務者　竹崎美都里
1　決定年月日時　平成23年11月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月20日まで
津地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第２１６号
三重県鈴鹿市地子町895番地の１
債務者　渡邉　　薫
1　決定年月日時　平成23年11月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月20日まで
津地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第２１７号
三重県鈴鹿市地子町895番地の１
債務者　渡邉　洋子
1　決定年月日時　平成23年11月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月20日まで
津地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第２２２号
三重県津市安濃町内多2912番地　コーポ安濃105号室
債務者　田中　一彦
1　決定年月日時　平成23年11月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月20日まで
津地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第１０７号
三重県名張市春日丘２番町135番地
債務者　佐藤　夏子
1　決定年月日時　平成23年11月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月20日まで
津地方裁判所伊賀支部

平成２３年（フ）第９９号
滋賀県彦根市平田町873番地　105号
債務者　江原　　歩
1　決定年月日時　平成23年11月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月20日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２３年（フ）第６３２３号
大阪府茨木市南春日丘２丁目５番28号
債務者　松浦　　巖
1　決定年月日時　平成23年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６３２４号
大阪府茨木市南春日丘２丁目５番28号
債務者　松浦　幸子
1　決定年月日時　平成23年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６８９５号
大阪府東大阪市新町５番28号
債務者　北田　博幸
1　決定年月日時　平成23年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６８９７号
大阪市東淀川区井高野３丁目２番39号　ビスタ井高野ハイツ101号
債務者　山本　　明
1　決定年月日時　平成23年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６９０７号
大阪府寝屋川市大利町18番19号
債務者　髙瀬　晴己
1　決定年月日時　平成23年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６９２０号
大阪府守口市菊水通４丁目６番12―506号
債務者　齋藤　忠史
1　決定年月日時　平成23年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６９６２号
大阪府高槻市春日町９番21―201号、前住所大阪府高槻市高西町７番３号
債務者　串かつてっちゃんこと　野村　健一
1　決定年月日時　平成23年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部